

藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会傍聴人規則

平成 27 年 10 月 6 日
教育委員会規則第 2 号

藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会の傍聴人規則については、藤井寺市教育委員会傍聴人規則（昭和 41 年藤井寺市教育委員会規則第 2 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。